

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和元年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

	※印は施設基準届出が必要	外来環1*	時間外	休日	深夜	乳	①時間外	②休日	③深夜	特	④+特	⑤特導	⑥+特導	⑦特連*	⑧特地
			休日・深夜を除く標準時間外	日曜・祝日 12/29~1/3	午後10時~午前6時	6歳未満	乳幼児における時間外、休日、深夜の診療			著しく治療が困難な者		治療環境に円滑に適応できるようにする		特連医療機関	特連を除く歯科診療所
初診	歯科初診料* ..... <b>251</b> 歯科初診料(未届の場合) ..... <b>240</b>	+23	+85	+250	+480	+40	+125	+290	+620	+175	+215	+250	+290	+100	+100
再診	歯科再診料* ..... <b>51</b> 歯科再診料(未届の場合) ..... <b>44</b>	明細+1	+3	+65	+190	+420	+10	+75	+200	+530	+175	+185			

医学管理	※印は算定に文書による情報提供が必要な場合														
	歯科疾患管理料(歯管) .....100 文書提供加算* .....+10	新製有床義歯管理料*(装着月1回に限る){困難 .....230 上記以外 .....190}	診療情報提供料(I)* .....250 歯科診療が困難な者又は歯科訪問診療料算定患者を、 以下に紹介した場合の加算 .....+100												
	エナメル質初期う蝕加算(かかりつけ歯科医機能強化型 歯科診療所) .....+260	周術期等口腔機能管理計画策定料* .....300 (手術等に係る一連の治療中1回)	歯科診療特別対応連携施設、地域歯科診療支援病院、 医科保険医療機関、指定居宅介護支援事業者												
	洗口指導加算*(4歳以上13歳未満、修復終了後) .....+40 (注)う蝕多発傾向者が対象	周術期等口腔機能管理料(I)* 手術前(1回に限り) .....280	歯科診療特別対応連携施設又は地域歯科診療支援病院が 歯科診療実施保険医療機関に紹介した場合の加算 .....+100												
	総合医療管理加算 .....+50	手術後(3月以内、計3回まで) .....190	診療情報提供料(II)* .....500 診療情報連携共有料*(医科との連携) .....120												
	口腔機能管理加算* .....+100	周術期等口腔機能管理料(II)* 手術前(1回に限り) .....500	歯科特定疾患療養管理料(月2回まで) .....150 共同療養指導計画加算* .....+100												
	小児口腔機能管理加算* .....+100	手術後(3月以内、月2回まで) .....300	歯科治療時医療管理料(1日につき) .....45												
	歯科衛生実地指導料1*(月1回、15分以上指導) .....80	周術期等口腔機能管理料(III)*(放射線治療、化学療法(予定患者含)又は緩和ケアを受ける患者)(月1回) .....190	退院時共同指導料I*(在宅療養支援歯科診療所1、2)(1回のみ) .....900 (上記以外の歯科診療所)(1回のみ) .....500												
	歯科衛生実地指導料2*(月1回15分以上又は合計15分以上) (歯科診療特別対応連携施設・地域歯科診療支援病院) .....100	薬剤情報提供料*(月1回、処方内容変更の場合はその都度) .....10 患者の求めに応じて手帳に記載した場合 .....+3	特別管理指導加算 .....+200												
	歯周病患者画像活用指導料 .....10 2枚目から1枚につき(1回につき5枚限り) .....+10														

歯科訪問診療料(1日につき)(初・再診料を含む)				歯科訪問診療における特掲診療料の加算												
同一建物に居住する患者数				訪問診療のみ算定	抜髓 感染根管処置 膿瘍切開 乳歯・永久歯の普通拔歯 有床義歯修理 欠損補綴の印象採得(連合・特殊) 有床義歯の咬合採得 有床義歯内面適合法		・歯科訪問診療料のみを算定した患者は、抜髓、感染根管処置、膿瘍切開、乳歯・永久歯の普通拔歯、欠損補綴の印象採得(連合・特殊)、有床義歯の咬合採得の場合は( )の点数を算定する。 ・拔髓即充、感根即充、有床義歯修理、有床義歯内面適合法は<>の点数を算定する。									
		歯科訪問診療1(1人のみ)	歯科訪問診療2(2人以上9人以下)		訪問診療+特別対応加算	外来における特別対応加算と同様の算定		・歯科訪問診療料及び歯科診療特別対応加算を算定している場合で特掲診療料の加算を算定する場合は( )の点数を算定する。								
患者1人につき診療に要した時間	20分以上	1100 <1090>	361 <351>	185 <175>												
	20分未満	770 <760>	253 <243>	130 <120>												

\*初診料注1の未届医療機関は<>の点数で算定する

歯科訪問診療料への加算

	歯科訪問診療1~3				歯科訪問診療1(20分以上)のみ			
	歯科訪問診療補助加算		地域医療連携体制加算	診療時間に対する加算	患者の状態による加算	在宅歯科医療推進加算	歯科訪問診療移行加算	
歯援診1/歯援診2	同一建物居住者以外	+115						+100
	同一建物居住者	+50						
か強診	同一建物居住者以外	+115	+300	1時間を超えた場合 30分または端数を増す毎 +100	+175	特導 +250	+100	+150
	同一建物居住者	+50						+100
歯科診療所	同一建物居住者以外	+90						
	同一建物居住者	+30						

訪問歯科衛生指導料(20分以上、月4回まで)(文書提供が必要)(訪問診療日より1月以内)

单一建物診療患者が1人の場合 .....360  
单一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 .....328  
上記以外 .....300

在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料(20分以上、月4回)

0~9歯 .....350  
10~19歯 .....450  
20歯以上 .....550

在宅療養支援歯科診療所加算1 .....+125  
在宅療養支援歯科診療所加算2 .....+100

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算 .....+75

栄養サポートチーム等連携加算1 .....+80  
栄養サポートチーム等連携加算2 .....+80

小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料(20分以上、月4回) .....450

在宅療養支援歯科診療所加算1 .....+125  
在宅療養支援歯科診療所加算2 .....+100

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算 .....+75

歯科疾患在宅療養管理料(月1回)

在宅療養支援歯科診療所1の場合 .....320  
在宅療養支援歯科診療所2の場合 .....250

上記以外の場合 .....190

在宅総合医療管理加算 .....+50

文書提供加算 .....+10

栄養サポートチーム等連携加算1 .....+80  
栄養サポートチーム等連携加算2 .....+80

在宅患者歯科治療時医療管理料(1日につき) .....45

在宅患者連携指導料(月1回)  
(他職種との連携)(1回目の訪問診療から1月以内は算定不可) .....900

(医療関係職種間で文書等により情報共有し、これに基づき指導を行った場合)

在宅患者緊急時等カンファレンス料(月2回まで) .....200

(医療関係職種等がカンファレンスを行い、その結果を踏まえて指導した場合)

フッ化物歯面塗布処置(1口腔につき)

在宅等療養患者 .....110(165)

(初期根面う蝕に罹患している歯科訪問診療料算定期3月に1回)

在宅等療養患者専門の口腔衛生処置(月1回) .....120(180)

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(令和元年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

検査	歯周病検査 (1口腔単位)(1月以内の検査2回目以降は50/100の算定)				電気的根管長測定検査 (EMR) (1根管目) ..... 30 2根管目から1根管につき ..... +15 細菌簡易培養検査 (S培) (1歯1回につき) ..... 60 頸運動関連検査 (1装置につき) ..... 380 〔下顎運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA) の場合 バントグラフ描記法 (Ptg), チェックバイト検査 (ChB) 〕の場合				有床義歯咀嚼機能検査1 (1回につき) 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 ..... 560 咀嚼能力測定のみを行う場合 ..... 140 有床義歯咀嚼機能検査2 (1回につき) 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 ..... 550 咬合圧測定のみを行う場合 ..... 130 精密触覚機能検査 (月1回) ..... 460			
	歯周基本検査 (乳歯は歯数に含まない)	1~9歯	10~19歯	20歯以上								
	50	110	200									
	歯周精密検査 (乳歯は歯数に含まない)	100	220	400								
	混合歯列期歯周病検査	80 (ブラークの付着状況及びブローピング時の出血)										
	歯周病部分的再評価検査 (歯周外科手術後1歯1回に限り)	15										
	歯冠補綴時色調採得検査	10										
	単純撮影(I) (フィルム料含む) ( )の点数は一連症状確認				単純撮影(II) (スタタスエックス2等) (フィルム料含む)							
	標準型 48(38) 咬合型 59(49) 全顎10枚法 439				スタタスエックス2 (カビネ使用) 1枚 ..... 154 注) フィルムの算定については、使用フィルムと 四ツ切フィルムとの面積比により算定する。							
	小児型 47(37), 48(38) 咬合型 59(49) 全顎14枚法 451 3歳未満の乳幼児には撮影料50/100加算 3歳以上6歳未満の幼児には撮影料30/100加算				パノラマ断層撮影 (フィルム料含む)							
画像診断	フィルム料 標準型 2.9, 咬合型 4.0, 四ツ切 6.4, 小児型 2.3, 3.1, 咬合型 3.7, カビネ 3.8, オルソパントモ型 (小) 12.0 (大) 10.3				四ツ切 311 オルソパントモ型 (小) 317 (大) 315 〔3歳以上6歳未満 (小) 372 (大) 370〕							
	デジタル撮影 電子画像管理加算 (フィルム料なし) エックス線 10 パノラマ 95 歯CT 120 その他 60				時間外緊急院内 画像診断加算 (1日につき) 時間外 (休日 深夜) +110							
投薬注射	処方 6種以下 ..... 42 7種以上 ..... 29 (3歳未満+3)	調剤料	1回の処方につき 内服・浸煎・屯服 ..... 9 外用 ..... 6	薬剤料	内服・浸煎(1日分の薬価) 屯服(1回分の薬価) -15円 外用(1調剤の薬価) 注射薬剤(1回分の薬価)	÷10円+1点 (1点未満の端数は切り上げる)	処方箋	6種以下 ..... 68 7種以上 ..... 40 (3歳未満+3) (一般名処方1+6) (一般名処方2+4)	注 静脈内 ..... 32 射 皮内・皮下・筋肉内 ..... 20			
	歯科口腔リハビリテーション料1		1 有床義歯 (装着月以外、月1回に限り) 困難 ..... 124 上記以外 ..... 104 2 舌接触補助床 (月4回に限り) ..... 194 3 その他 (口蓋補綴、顎補綴、 月4回に限り) ..... 189		歯科口腔リハビリテーション料2 ..... 54 (顎関節治療用装置装着患者、月1回に限り、施設基準)			摂食機能療法 (1日につき) 30分以上 ..... 185 ・治療開始から3月以内、1日単位で算定 ・治療開始から4月以上、月4回に限り 30分未満 ..... 130 ・脳卒中発症から14日以内、1日単位で算定				
リハビリ	う蝕処置 (1歯1回につき) ..... 18 (27) 咬合調整 {1~9歯 ..... 40 (60) 10歯以上 ..... 60 (90)} 残根削合 (1歯1回につき) ..... 18 (27) 歯髄保護処置 (1歯につき) {歯髄温存療法 ..... 188 (282) 直PCap ..... 150 (225) 間PCap ..... 30 (45)}		歯周基本治療 (浸麻の費用を含む)		スケーリング(SC) {1/3顆につき 1/3顆を増すごと 初回時 68 (102) +38 (+57) (1/3顆単位) 2回目以降 34 (51) +19 (+29)}			暫間固定 (固定源となる歯は歯数に含めない) 簡単なもの ..... 230 (345) (エナメルボンドシステムの場合は200点(300点)) 困難なもの ..... 530 (795) (エナメルボンドシステムの場合は500点(750点))				
	早期充填処置 (シーラント) (乳歯又は幼若永久歯) (1歯につき、歯面清掃、前処理、材料料を含む) {複合レジン系 ..... 145 (212) グラスアイオノマー系 ..... 144 (211)}			SRP 及び PCur {前歯 60 (90) 64 (96) 72 (108) (1歯につき) 初回時 30 (45) 32 (48) 36 (54) 2回目以降}			暫間固定装置修理 ..... 70 (105) 暫間固定除去 (1装置につき) ..... 30 (45) 線副子 (1顆につき) ..... 680 (1020)					
	除去 (1歯につき) {簡単 ..... 20 (30) 困難 ..... 36 (54) 著しく困難 ..... 60 (90) 根管内異物 ..... 150 (225)}				歯周病定期治療(I) (SPT I) {1~9歯 ..... 200 (300) 10~19歯 ..... 250 (375) 20歯以上 ..... 350 (525) (3月に1回、歯周外科手術後等の治療間隔の短縮が必要な場合は月1回可)}			口腔内装置1 歯周病治療用装置 ..... 1530 (1545) 歯ぎしりに対する口腔内装置 ..... 1650 (1725)				
	歯の破折片除去 (麻酔の費用は別算定) ..... 30 (45) 有床義歯床下粘膜調整処置 (1顆1回につき) ..... 110 (165) う蝕薬物塗布処置 {3歯まで ..... 46 (69) 4歯以上 ..... 56 (84)}				歯周病定期治療(II) (SPT II) {1~9歯 ..... 380 (570) 10~19歯 ..... 550 (825) 20歯以上 ..... 830 (1245) (月1回、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所)}			口腔内装置2 歯周病治療用装置 ..... 830 (845) 歯ぎしりに対する口腔内装置 ..... 950 (1025)				
	知覚過敏処置 (1口腔1回につき) {3歯まで ..... 46 (69) 4歯以上 ..... 56 (84)}							口腔内装置3 歯ぎしりに対する口腔内装置 ..... 800 (875) 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した				
	生活歯髄切断 ..... 230 (345) 歯根完成期以前及び乳歯 ..... +40 (+60)							口腔内装置 ..... 680 (695)				
	失活歯髄切断 (1歯につき) ..... 70 (105) フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき)							睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 (1装置につき) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 ..... 3300 (3450) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 ..... 2300 (2450)				
	う蝕多発傾向者 (13歳未満、3月に1回) ..... 110 (165) エナメル質初期う蝕 (3月に1回) ..... 130 (195)							舌接觸補助床 (1装置につき) 新たに製作した場合 ..... 2620 (2680) 旧義歯を用いた場合 ..... 1120 (1180)				
	口腔粘膜処置 (1口腔につき) ..... 30 (45) (レーザー照射による処置を行った場合)							口腔内装置調整 · 修理工 (1口腔につき) 口腔内装置調整				
	後出血処置 ..... 470 (705) 6歳未満 ..... 500 (750)							{睡眠時無呼吸症候群、歯ぎしり ..... 120 (180) 上記以外 ..... 220 (330)}				
処置	口腔内外科後処置 (1口腔1回につき) ..... 22 (33) 口腔外外科後処置 (1回につき) ..... 22 (33)							口腔内装置修理 ..... 234 (351)				
	抜 髓 (1歯につき)	感染根管処置 (1歯につき)	根管貼薬処置 (1歯1回につき)	根管充填 (1歯につき)	拔髓即充 (1歯につき) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数			術後即時頸補綴装置 (1顆につき) ..... 2800 (2950)				
	单根 228 (296) {歯髄温存療法 ..... 188点減算 後3月以内 ..... 150点減算}	单根 150 (195)	单根 28 (42)	单根 72 (108)	单根 300 (404) 《368》 {歯髄温存療法 ..... 188点減算 後3月以内 ..... 150点減算}			注) 暫間固定、線副子、口腔内装置、睡眠時無呼吸症候群 に対する口腔内装置、舌接觸補助床、術後即時頸補綴 装置の点数は装着料を含む。印象採得料、装着材料料 は別算定。				
	2根 418 (543) {直PCap後1月以内 ..... 150点減算}	2根 300 (390)	2根 34 (51)	2根 94 (141)	2根 512 (684) 《637》 {直PCap後1月以内 ..... 150点減算}							
	3根以上 588 (882) {150点減算}	3根以上 438 (657)	3根以上 46 (69)	3根以上 114 (171)	3根以上 702 (1053) 《996》 {直PCap後1月以内 ..... 150点減算}							
	感根即充 (1歯につき)											
	加压根充処置 (1歯につき) (補管届出医療機関のみ) エックス線による確認											
	单根 136 (204)											
	2根 164 (246)											
	3根以上 200 (300)											
	手術用顕微鏡加算 (4根管、権状根) ..... +400 (+600)											

(不許複製)

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(令和元年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

手術	抜歯手術 (1歯につき)	口腔内消炎手術	口腔内軟組織異物(人工物)除去術	歯周外科手術
	乳歯 ..... 130 (195)	智歯周閉炎の歯肉弁切除等 ..... 120 (156)	簡単なもの ..... 30 (45)	歯周ポケット搔爬術 ..... 80 (120)
	前歯 ..... 155 (233)	歯肉膿瘍等 ..... 180 (234)	困難なもの	新付着手術 ..... 160 (240)
	臼歯 ..... 265 (398)	骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等 ..... 230 (345)	浅在性のもの ..... 680 (1020)	歯肉切除手術 ..... 320 (480)
	難拔歯加算 ..... +210 (+315)	頸炎又は頸骨骨髓炎等 ..... 750 (1125)	深在性のもの ..... 1290 (1935)	歯肉剥離搔爬手術 ..... 630 (945)
	(前歯、臼歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術)	1/3頸未満 ..... 750 (1125)	歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプロリスを含む)	歯周組織再生誘導手術(GTR術)(材料費は別算定)
	埋伏歯 ..... 1050 (1575)	1/3頸以上 ..... 2600 (3900)	軟組織に限局するもの ..... 600 (900)	1次手術(誘導膜の固定) ..... 840 (1260)
	(骨性の完全埋伏歯又は水平埋伏智歯に限る)	全頸 ..... 5700 (8550)	硬組織に及ぶもの ..... 1300 (1950)	Fop及びGTR 1次手術時歯根面レーザー
	下顎智歯(骨性・水平埋伏) ..... +100 (+150)	口腔外消炎手術(骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等)	頸関節脱臼非観血的整復術	応用加算 ..... +60 (+90)
	歯根分割搔爬術 ..... 260 (390)	2cm未満のもの ..... 180 (270)	(片側) ..... 410 (615)	2次手術(非吸収性膜の除去) ..... 380 (570)
	ヘミセクション(分割抜歯) ..... 470 (705)	2cm以上5cm未満のもの ..... 300 (450)	歯槽骨骨折非観血的整復術	歯肉肉槽粘膜形成手術
	抜歯窓再搔爬手術 ..... 130 (195)	5cm以上のもの ..... 750 (1125)	1~2歯 ..... 680 (1020)	歯肉弁根尖側移動術 ..... 600 (900)
	歯槽骨整形手術	歯根囊胞摘出手術	3歯以上 ..... 1300 (1950)	歯肉弁歯冠側移動術 ..... 600 (900)
	骨瘤除去手術} ..... 110 (165)	歯冠大 ..... 800 (1200)	創傷処理(口腔内縫合術)	歯肉弁側方移動術 ..... 770 (1155)
	腐骨除去手術	拇指頭大 ..... 1350 (2025)	長径5cm未満(小深) ..... 1250 (1875)	遊離歯肉移植術
	歯槽部に限局するもの ..... 600 (900)	鶏卵大 ..... 2040 (3060)	5cm以上10cm未満(中深) ..... 1680 (2520)	(手術野ごと) ..... 770 (1155)
	頸骨(片側の1/3未満) ..... 1300 (1950)	歯根端切除手術(1歯につき)(歯根端閉鎖の費用を含む)	5cm未満(小浅) ..... 470 (705)	SPT開始後の歯周外科手術は50/100で算定
	頸骨(片側の1/3以上) ..... 3420 (5130)	{歯科CT、手術用顕微鏡を使用 ..... 2000 (3000)	5cm以上10cm未満(中浅) ..... 850 (1275)	頬、口唇、舌小帯形成術 ..... 560 (840)
		{上記以外) ..... 1350 (2025)		
		注)歯根端切除と歯根囊胞摘出を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定。		
レーザー機器加算の対象手術				
レーザー機器加算1	歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプロリスを含む) 軟組織に限局するもの、浮動歯肉切除術(3分の1頸程度、2分の1頸程度)、舌腫瘍摘出術(粘液囊胞摘出術)、口蓋腫瘍摘出術(口蓋粘膜に限局するもの)、頸、口唇、舌小帯形成術、口唇腫瘍摘出術(粘液囊胞摘出術)、頸腫瘍摘出術(粘液囊胞摘出術)、がま腫切開術	+50		
レーザー機器加算2	歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプロリスを含む) 硬組織に及ぶもの、浮動歯肉切除術(全頸)、舌腫瘍摘出術(その他のもの)	+100		
レーザー機器加算3	口腔底腫瘍摘出術、口蓋腫瘍摘出術(口蓋骨に及ぶもの)、口蓋混合腫瘍摘出術、口唇腫瘍摘出術(その他のもの)、頸腫瘍摘出術(その他のもの)、頸粘膜腫瘍摘出術、がま腫摘出術、舌下腺腫瘍摘出術	+200		
麻酔	伝達麻酔 ..... 42 (63) (下顎孔・眼窓下孔)	浸潤麻酔 ..... 30 (45) (手術、120点以上の処置、特に規定する処置、歯冠形成、う蝕歯即時充填形成、う蝕歯インレー修復形成以外で算定)	吸入鎮静法 30分まで ..... 70 (105) 30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに ..... +10 (+15)	静脈内鎮静法 ..... 120 (180)
歯冠	補綴時診断料(1装置につき) 新製(ブリッジ、有床義歯の新製) ..... 90 新製以外 ..... 70		即時充填形成(充形) ..... 126 (189) インレー修復形成(修形) ..... 120 (180)	
	歯冠形成(レジン前装金属冠) (1歯につき) (レジン前装金属冠) (大臼歯の1/3冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る)		充填1 (歯面処理を行う場合、1歯につき、材料料を除く)	充填2 (充填1以外、1歯につき、材料料を除く)
	金 属 冠	非 金 属 冠	単純なもの	複雑なもの
	前歯1/4冠 前装金属冠	レジン 前装金属冠 FMC	硬質レジン 高強度硬質レジンブリッジ	単純なもの 複雑なもの
	生PZ 796 (1194)	796 (1194)	306 (459)	104 (156)
	失PZ 636 (954)	636 (954)	166 (249)	156 (234)
			796 (1194)	59 (89)
			796 (1194)	107 (161)
	ブリッジ支台歯形成加算(金属冠、非金属冠) ..... +20 (+30)			
	失活歯メタルコア加算(レジン前装金属冠、全部金属冠、非金属冠) ..... +30 (+45)			
冠	テンポラリーケラウン(1歯1回)(製作、装着、装着材料料の費用を含む) ..... 34 (51) (前歯のレジン前装金属冠、硬質レジンジャケット冠の場合のみ)			
	歯洞形成(KP) {単純なもの ..... 60 (90) 複雑なもの ..... 86 (129)	ファイバーポスト(材料料を含む) (大・小白歯は根管数により最大2本まで)	充填用材料(1窓洞につき)	充填用材料(1窓洞につき)
	※Br支台歯形成加算として複雑なもの(1歯につき)+20 (+30) う蝕歯無痛の窓洞形成加算(う蝕無痛)		充填1	充填2
	(KPと充形が対象) ..... +40 (+60)		(歯面処理を行なう場合、1歯につき、材料料を除く)	(充填1以外、1歯につき、材料料を除く)
	支台築造(材料料を含む)		単純なもの	複雑なもの
	メタルコア	その他	104 (156)	156 (234)
	大臼歯 246 (334)	159 (222)	59 (89)	107 (161)
	前・小白歯 194 (269)	147 (210)		
修復	印象採得料(1個につき) 支台築造(メタルコア・ファイバーポストの印象) ..... 32 (48)	歯冠修復(材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定)	歯冠冠(材料料を含む)	歯冠冠(材料料を含む)
	単純 ..... 32 (48)		乳歯金属冠 ..... 230 (330)	乳歯金属冠 ..... 230 (330)
	連合 ..... 64 (96)		乳歯ジャケット冠 ..... 392 (587)	乳歯ジャケット冠(複合レジン系)(乳歯・永久歯の前歯のみ) ..... 392 (587)
	咬合採得料(1個につき) ..... 18 (27)		CRジャケット冠(複合レジン系)(乳歯・永久歯の前歯のみ) ..... 430 (625)	CRジャケット冠(複合レジン系)(乳歯・永久歯の前歯のみ) ..... 430 (625)
	装着料(1個につき) 歯冠修復 ..... 45 (68)		充填用材料I ..... 405 (600)	充填用材料I ..... 405 (600)
	CAD/CAM冠内面処理加算 ..... +45 (+68)		歯科充填用材料II	
	接着材料		・光重合型複合レジン(複合レジン系) ..... 11 (29)	
	接着性レジンセメント(レジン系) 標準型・自動練和型 ..... 17		・光重合型レジン強化グラスアイオノマー(グラスアイオノマー系) 標準型・自動練和型 ..... 10 (26)	
	歯科用接着・接着材料I グラスアイオノマー系レジンセメント(グラスアイオノマー系) 標準型 ..... 10		・複合レジン(複合レジン系) ..... 4 (11)	
	自動練和型 ..... 12		・グラスアイオノマーセメント(グラスアイオノマー系) 標準型・自動練和型 ..... 4 (10)	
修復	歯科用接着・接着材料II (グラスアイオノマーセメント(接着用)、シアノアクリレート系セメント) ..... 12		歯科充填用材料III	
	歯科用接着・接着材料III (歯科用磷酸亜鉛セメント、ハイボンド磷酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント) ..... 4		・歯科用硅酸セメント・硅磷酸セメント・歯科充填用即時硬化レジン ..... 2	
	仮着用セメント(1歯につき) ..... 4			

(不許複製)

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和元年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブ リ ッ ジ	プリッジ (1装置につき)			ポンティック (1歯につき) (材料料を含む)		
		5歯以下	6歯以上	鋳造	金 パ ラ	大臼歯 1113
	印象採得料	282 (423)	334 (501)	その他	ニッケルクロム合金	小白歯 945
	咬合採得料	76 (114)	150 (225)	銀		大・小白歯 478
	リティナー	100 (150)	300 (450)	レジン前装金属	金 パ ラ	前歯 1588
	試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)	その他	ニッケルクロム合金	小白歯 1145
	装着料	150 (225)	300 (450)	銀		大臼歯 1163
	仮着料	40 (60)	80 (120)	レジン前装金属	前歯 1236	前歯 1236
	高強度硬質レジンプリッジ装着料内面処理加算	90 (+135)		その他	ニッケルクロム合金	小白歯 690
	注) ○5歯以下: 支台歯とポンティック数の合計が5歯以下の場合			銀		大臼歯 540
6歯以上: 支台歯とポンティック数の合計が6歯以上の場合						
○支台装置ごとの装着料は、プリッジの装着料に含まれる。(装着材料料は支台装置ごとに算定)						
○プリッジ未装着の場合は、プリッジの装着料を算定しない。						
○脱離再装着の場合は、プリッジの装着料を算定する。(装着材料料は支台装置ごとに算定)						
○接着プリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着プリッジ支台歯の場合。前歯接着冠は3/4冠、臼歯接着冠は5/6冠に準じて算定する。						
高強度硬質レジンプリッジ (1装置につき) (材料料を含む) ..... 4129						
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき)			冠及びポンティックの修理		
	《文書により情報提供を行った場合に算定》			レジン前装金属冠 レジン前装金属ポンティック	窓洞形成 + 充填 + 材料料	60 104 11, 10, 4
	歯冠補綴物	5歯以下 ブリッジ	6歯以上 ブリッジ	歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ポンティック、高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかるわざ3歯として算定)	修理 + 人工歯料	70
	100	330	440			
	注) ○5歯以下: 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合(高強度硬質レジンブリッジ含む)					
	○6歯以上: 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合					
	注) 当該補綴物の装着時に算定する。					
	○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかる費用を含む。			○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。		
	○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定)			○乳歯(後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く)はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。		
	○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は、インレーを除く金属歯冠修復、レジン前装金属冠、硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM冠である。			○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合、又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。		
有床義歯	印象採得料 (1装置につき)			○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復、CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジについては、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。		
	単純印象 {簡単なもの ..... 42 (63) 困難なもの ..... 72 (108)}					
	連合印象 ..... 230 (391)					
	特殊印象 ..... 272 (462)					
	咬合採得料 (1装置につき)					
	少數歯欠損 (1床1歯~8歯) ..... 57 (97)					
	多数歯欠損 (1床9歯~14歯) ..... 187 (318)					
	総義歯 ..... 283 (481)					
	仮床試適料 (1床につき)					
	少數歯欠損 (1床1歯~8歯) ..... 40 (60)					
床 義 歯	多数歯欠損 (1床9歯~14歯) ..... 100 (150)					
	総義歯 ..... 190 (285)					
	鋳造鉤 (材料料を含む)			有床義歯 (装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数		
	双子鉤			レジン床義歯		
	大大・大小	大小・小小	大臼歯 小臼・犬歯 前歯	熱可塑性義歯	有床義歯内面適合法 (硬質材料)	
	14 K	1211	1031	1歯~4歯 646 (676)	276 (457)《427》	168 (274)《244》
	金 パ ラ	789	670	5歯~8歯 781 (811)	328 (546)《516》	194 (318)《288》
	ニッケルクロム合金 コバルトクロム合金	251	251	9歯~11歯 1079 (1139)	490 (809)《749》	305 (495)《435》
				12歯~14歯 1509 (1569)	692 (1152)《1092》	406 (666)《606》
				総義歯 2402 (2517)	2991 (3106)	1020 (1688)《1573》
線 義 歯	線鉤 (材料料を含む)			6月以内		
	双子鉤			シリコーン系 1607 (2562)《2447》		
	二腕鉤 (レスト付)			6月以内 1007 (1542)《1427》		
	レストなし			アクリル系 1530 (2485)《2370》		
	14 K	682	516	6月以内 930 (1465)《1350》		
	不鏽鋼・特殊鋼	221	161	歯科技工加算1 ..... +50 (+85)《+85》		
				歯科技工加算2 ..... +30 (+51)《+51》		
	コンビネーション鉤 (材料料を含む、線鉤は不鏽鋼・特殊鋼)			装着料 少數歯欠損 (1歯~8歯) ..... 60 (90)		
	大臼歯 小臼・犬歯 前歯			多数歯欠損 (9歯~14歯) ..... 120 (180)		
	金 パ ラ	462	438	総義歯 ..... 230 (345)		
保持装置	保持装置 (1個につき) (材料料を含む)			人工歯料 (有床義歯、ジャケット冠(乳歯))		
	屈曲 不鏽鋼・特殊鋼 ..... 299			部位		
	鋸造 金 パ ラ ..... 1320			前歯部	前歯部	
	ニッケルクロム合金、コバルトクロム合金 ..... 468			両側	片側	
	保持装置 (1個につき) ..... 60			レジン歯	26	13
	間接支台装置 (1個につき) ..... 109			スルファン樹脂	62	31
				硬質レジン歯	62	31
				床用陶歯	187	94
						28 14
						87 43
間接支台装置	バ一 (1個につき) (材料料を含む)			小・臼歯部		
	屈曲 不鏽鋼・特殊鋼 ..... 299			両側	片側	
	鋸造 金 パ ラ ..... 1320			前歯	28	14
	ニッケルクロム合金、コバルトクロム合金 ..... 468			小臼歯	87	43
	保持装置 (1個につき) ..... 60			臼歯	81	41
	間接支台装置 (1個につき) ..... 109					
補綴隙 (1個につき) ..... 60						
有床義歯修理 (装着料を含む) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数						
6月以内の修理						
少数歯欠損 (1歯~8歯) ..... 270 (405)《390》			6月以内			
多数歯欠損 (9歯~14歯) ..... 300 (450)《420》			6月以内			
総義歯 ..... 355 (533)《475》			6月以内			